

指導行政のポイント

本格化した“指導力不足教員制度”

菱村 幸彦

さる4月30日、昨年度の指導力不足教員に関する文部科学省の調査結果が明らかになった。

2,000人に1人程度ではない

文科省調査によると、03年度に都道府県・指定都市で指導力不足教員と認定された教員は、481人にのぼっている。前年度比で192人増だ。

マスコミはその増加ぶりを大々的に報じたが、指導力不足教員が増加したのは、その認定制度の整備にある。すなわち、02年度に認定制度が運用されたのは23教委にとどまったが、03年度は52教委で運用された。地方教育行政法の改正から3年にして、ようやく指導力不足教員制度が本格的に動き出したわけだ。

この481人という数字は、公立小・中・高校の全教員93万人からみると、およそ2,000人に1人。パーセンテージでいえば0.05%である。新聞報道では「昨年比1.6倍」とか「指導力不足教員最悪」などと、その増加ぶりが強調されていたが、学校の内部事情を知る者には格別驚くような数字ではない。むしろ、実態より少ないという印象ではないか。

かつて県教委で教職員人事を担当した私自身の体験からみても、指導力不足教員がこの程度とはとうてい思えない。経験的には、少なく見積もっても、この10倍はあるように思うがどうか。

ところで、指導力不足教員に認定された教員の処遇をみると、次のようになっている。

- 指導力回復のため研修を受けた者 298人
- そのうち現場に復帰した者 97人
- 依願退職した者 88人(これとは別に認定前に依願退職した者が56人いる)
- 分限免職となった者 5人
- 休職発令を受けた者 9人

事務職員に転職した者 3人

この結果をみると、まず、分限処分と休職が少ないように思うが、これは指導力不足教員制度が分限免職に該当する者や精神性疾患を有する者を対象から外していることに原因がある。

教職不適格教員への対応も

次に、認定前の退職を含めると、依願退職者が144人にもものぼることが注目される。このことは、公教育の信頼確立のため、指導力のない教員を教壇に立たせないという本制度のねらいがかなり効果をあげていることを示していると言えよう。

さらに、教職外の職種への異動が、今回はじめて3人出た。指導力のない教員を事務職員にすることは、学校事務の質の向上からみて、問題なしとしなが、児童・生徒の教育を最優先する観点から、やむを得ないだろう。

指導力不足教員制度は、長年懸案としながらも有効な手が打てないできたいわゆる“問題教員”への積極的な対応策であり、近年の教育改革のなかでも、特筆すべき政策と評価したい。

しかし、これで“問題教員”の問題がすべて解消するわけではない。指導力不足教員のほかに、勤務態度や服務態度に著しい問題がある教員、あるいは精神性疾患のため適切な指導ができない教員など、より深刻な課題が存在している。指導力不足教員制度の運用を通して、これらの教員に対しても適切な対応がとられることを望みたい。

(ひしむら・ゆきひこ = 国立教育政策研究所名誉所員)

予防・支援・対応のノウハウ詳述 / 読本 No146

「指導力不足教員」読本

八尾坂修【編】A5判250頁・定価2100円

●新刊案内●

好評発売中！ グループ研修のテキストに

教育開発研究所刊

最新の資料と演習により“教育新時代”の経営課題を探る 重要答申等全文収録

『教職研修 '04情報版』菱村 幸彦【監修】B5判270頁・定価2625円

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)